

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月13日 14時50分ごろ
発生場所	香川県丸亀市丸亀港北方沖（備讃瀬戸南航路） 丸亀港昭和町防波堤灯台から真方位342° 1.9海里付近 （概位 北緯34° 20.1′ 東経133° 45.4′）
事故の概要	貨物船DOREENは、東北東進中、また、漁船泰一丸は、えい網しながら東北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月15日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 DOREEN（ミクロネシア連邦籍）、1,457トン 8858996（IMO番号）、HONGKONG HONGHAI SHIPPING COMPANY LIMITED. B 漁船 泰一丸、4.9トン KA3-31518（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 航海士A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約5m/s、視程 約6km 海象：波高 約0.5m、潮流 東北東流約1.0ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか8人（中華人民共和国籍6人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、航海士Aが船橋当直につき、約9knの対地速力で自動操舵により東北東進していた。 航海士Aは、衝撃を感じてB船と衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが操縦席で腰を掛け、船首方の見張りを行い、えい網しながら東北東進していた。 船長Bは、衝撃を感じてA船と衝突したことに気付いた。
分析	A船は、備讃瀬戸南航路を東北東進中、航海士Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方のB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、備讃瀬戸南航路をえい網しながら東北東進中、船長Bが、船尾方の見張りを適切に行っていなかったことから、船尾方から接近するA船に気付かずにえい網を続け、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、備讃瀬戸南航路において、A船が東北東進中、B船がえい網しながら東北東進中、航海士A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。